# 关于《危险化学品重大危险源安全监督管理规定(修订草案征求意见稿)》的说明

危険化学品重大危険源の安全監督・管理を強化し、危険化学品の事故を予防及び削減し、国 民の生命・財産の安全を確保する為に、当部は《危险化学品重大危险源监督管理暂行规定》(国家 安全生产监督管理总局令第 40 号)を改訂し、《危险化学品重大危险源安全监督管理规定(修订草 案征求意见稿)》(以下「意見募集案」と略称する)を作成した。関連状況を以下に説明する。

### (1) 改訂の必要性

《中华人民共和国安全生产法》及び《危险化学品安全管理条例》の関連要件を実施するために、《危险化学品重大危险源监督管理暂行规定》(国家安全生产监督管理总局令第40号)を2011年に公布し、危険化学品重特大事故の発生を防止するための重要な規則とした。《中华人民共和国安全生产法》の2014年改訂実施に合わせて、2015年に《暂行规定》の一部規定を改訂し、危険化学品重大危険源の監督・管理を標準化した。

「公共安全統治方式の事前予防形式への転換促進」に関する中国共産党第20回党大会の要求に従い、重大危険源に対する安全監督・管理の強化に重点を置いて、安全リスクの発生源予防・制御、通常の管理・制御、監視・早期警告に焦点を当てる。応急管理部は、危険化学品安全生産リスク監視・早期警告システムを確立しており、全国の7,000社以上に於ける第1、第2、第3、第4級の危険化学品重大危険源2万件以上について、全てシステムに入力済である。危険化学品安全生産リスクの監視・早期警告システムを利用して、デジタル化及び智能化監督・管理を実施し、重大危険源の情報化管理・制御のレベルを向上させている。

2020 年から、危険化学品重大危険源の「撲滅地域協力」を実施する共同監督・管理システムの改善を開始し、重大危険源に対する共同監督・検査を毎年2回実施し、多数の潜在危険性を発見し修正・排除している。企業に対して重大危険源安全保証責任体系を確立させて、各重大危険源毎に主要責任者、技術責任者、操作責任者の安全保証責任を明確にさせ、政府部門の日常的な監督・管理と法に基づく検査の範囲に入れむ。 改訂後の《中华人民共和国安全生产法》は2021年9月1日に既に施行されており、関係規定を改訂し連携させる必要がある。

《危险化学品重大危险源监督管理暂行规定》が施行されてから 10 年以上が経過しているので、その内容の一部は現時点に於ける危険化学品安全管理の要求事項に対応できていない。同時に、近年の危険化学品安全監督・管理の実務に於ける有効な措置を規則・規定に格上げする必要があり、《暂行规定》の改訂が急務となっている。

#### (2) 改訂手順

初めに、各省級の応急管理部門から募集した修正提案に基づいて改訂草案の初稿を作成 した; 初稿は一部の重点的な省の応急管理部門と関連する中央企業に送信して意見を求め、 修正草案初稿に対する意見を取り入れて修正した; その後、修正草案を各省級応急管理部 門と関連省庁部局に送付して意見・提案を求め、関係者の意見を踏まえて更に検討・修正を加 えて、現在の改訂草案を作成した。

#### (3)主要な改訂内容

改訂草案は全6章44条からなり、主な改訂内容は以下の通りである:

#### (1) 規程名称と適用範囲を改善した。

本規程は施行されてから 10 年以上が経過しており、関連する規定や要件は比較的成熟しているため、規程名の「暫定」を削除した。《中华人民共和国安全生产法》及び応急管理部門の安全監督職責に基づき、また併せて危険化学品生産及び安全経営に対する現行の部門規定と連携させて、規程の適用範囲を"危険化学品の生産、貯蔵、使用及び経営に従事する企業とすると明確にした。 (第2条)

#### (2) 重大危険源の識別、分類及び安全評価の要素を最適化した。

識別、分類及び評価の関係要件は、《危险化学品重大危险源辨识》(GB18218)、《危险化学品生产装置和储存设施风险基准》(GB36894)、《危险化学品生产装置和储存设施外部安全防护距离确定方法》(GB/T37243)と関連しており、《暂行规定》の附件 1、附件2 は今後無くなります。《最高人民法院 最高人民检察院关于办理危害生产安全刑事案件适用法律若干问题的解释》(法释〔2015〕22 号)の規定により、3 人以上の重傷事故は死亡事故と同様に重大な結果を齎します。この為、企業が3 人以上の重傷事故を起こした場合、新たに識別、分類、安全評価を実施しなければならないと規定した。 (第8条、第9条、第11条)

## (3) 重大危険源の安全監督・管理及び監視・早期警告を実施する為の情報技術(IT)の利用 を強調した。

応急管理部門が危険化学品重大危険源の安全リスクを監視・早期警告するための情報化システムを確立・改善することを明確にした。危険化学品企業は監視・早期警告システムに接続して、重大危険源の監視・早期警告、登録・抹消、統計分析の情報管理を実現する。「インターネット+監視」を強化するため、応急管理部門は情報化手段(IT)を活用して、オンライン査察や抜き打ち検査を実施する。(第6条、第13条、第25条、第27条、第28条、第32条、第33条)

#### (4) 重大危険源を監督・管理するための業務システムを更に改善する。

安全保証責任制度を導入し、稼働前に安全リスクの自己評価を実施する。「撲滅地域協力」の共同作業システムを強化し、安全リスクの階層的管理・制御、潜在危険性の調査・管理の二重予防作業システムのデジタル化構築及び効果的な運用の実施を企業に義務付ける。 (第4条、第12条、第16条、第20条、第33条、第35条)

#### (5) 重大危険源を有する企業及び関連責任者による安全生産違反行為に対する厳しい罰則。

《中华人民共和国安全生产法》、《中华人民共和国行政处罚法》、《国务院关于进一步 贯彻实施〈中华人民共和国行政处罚法〉的通知》等の関連規定に基づき、監視・制御シス テム及び関連データが規定に適合していない、観測・監視する為の関連データが監視・早 期警報システムに接続されていないか又は効果的に運用されていない、稼働前に安全リ スクの自己評価の不履行、監視・制御の停止、データ情報の改竄、の7種の重大潜在危 険性状況に該当する違法行為に対する罰則を追加した。(第38条、第39条、第41条)